

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第25号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項		(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
1～13 略				1～13 略			
14	条例第19条の規定が適用される建築物	略		14	条例第19条の規定が適用される建築物	略	
	略				略		
	令第112条第19項の規定が適用される建築物	略			令第112条第18項の規定が適用される建築物	略	
15～16 略				15～16 略			
17	条例第22条の規定が適用される建築物	略		17	条例第22条の規定が適用される建築物	略	
	令第112条第19項第2号の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別			略	
		2面以上の断面図	昭和48年建設省告示第2564号に規定する防火設備等の構造				
		設備図	煙感知器又は熱煙複合式感知器の位置				
	令第5章第2節の規定が適用される建築物	略			令第5章第2節の規定が適用される建築物		
	略				略		
18	条例第23条の	略		18	条例第23条の	略	
	条例第23条第2	略			条例第23条第2	略	

規定が適用される建築物

項の規定が適用される建築物		
略		
令第129条第1項の規定が適用される建築物	階避難安全検証法により検証した際の計算書	略
		令第129条第3項第1号イに規定する居室避難時間及びその算出方法
		令第129条第3項第1号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法
		令第129条第3項第1号ニに規定する階避難時間及びその算出方法
		令第129条第3項第1号ホに規定する階煙降下時間及びその算出方法
		令第129条第3項第2号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法
		令第129条第3項第2号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法
条例第23条第3項の規定が適用される建築物	略	
令第129条の2第1項	略	
	全館避難	略

規定が適用される建築物

項の規定が適用される建築物		
略		
令第129条第1項の規定が適用される建築物	階避難安全検証法により検証した際の計算書	略
		令第129条第3項第1号に規定する居室避難時間及びその算出方法
		令第129条第3項第2号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法
		令第129条第3項第4号に規定する階避難時間及びその算出方法
		令第129条第3項第5号に規定する階煙降下時間及びその算出方法
条例第23条第3項の規定が適用される建築物	略	
令第129条の2第1項	略	
	全館避難	略

